

小浜市自殺対策計画 概要版

第1章 計画の基本的な考え方

1 趣旨

わが国の死亡者数は、依然として多くの方が自殺により亡くなっている状況である。本市では、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない『小浜市』の実現」を目指す。

2 根拠法令

自殺対策基本法第13条

※2016年3月改正において市町村における自殺対策計画策定が義務化

3 計画の期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

4 数値目標

国と同様に10年間で自殺死亡率を30%以上減少

自殺死亡率 13.4 → 10年後に9.3以下

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

第2章 自殺の現状と課題

1 自殺者数の現状

(1) 自殺者の推移

・平成26年の5人から、横ばいの状況が続き、平成30年は4人の状況。

(2) 年代別自殺者数・原因・動機

・男性が約8割を占め全国平均よりも高く高齢者が多い。
・原因・動機では、うつ病や身体疾患を含む健康問題が占める割合が多い。

(3) 職業別の自殺者

・無職者58.4%、有職者41.7%であり、無職者の自殺割合が高い。

2 課題

(1) こころの健康づくりの推進 → 基本目標1

こころの不調の要因となるストレスは、各年代において異なるため、各年代に合わせた、相談しやすい体制や支援体制の充実が必要。

(2) 地域におけるネットワークの強化 → 基本目標2

悩みがあるときに相談相手として身近な相手を選ぶ傾向があることから、家族や地域の気付き力の養成が必要。ネットワークを強化し、支援体制の充実が必要。

(3) こころの不調を抱える人への支援 → 基本目標3

自殺の要因は多様であり、生活困窮者や精神疾患を持つ人など、ハイリスク者への支援が必要。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない「小浜市」の実現

推進体制

庁内の関係課等と必要な連絡・調整を行い、事業者や関係団体と連携を図る。若狭地域自殺対策連絡協議会では、計画目標の達成状況等を把握し、効果的な取組みを推進する。

第4章 自殺対策の具体的な取組み

(1) 高齢者への支援【重点施策】

・ふれあいサロンの実施等による孤独・孤立の予防
・介護なんでも相談窓口の実施等による高齢者の健康不安・介護不安に対する支援の推進
・配食サービス事業等を通じた見守り体制の整備
・家族介護者交流事業等による介護者への支援

(2) 児童生徒への支援

・ふれあいスクール事業等によるいじめ防止対策の推進
・スクールカウンセラー配置事業等による相談支援の充実

(3) 勤労者への支援

・労働相談の充実
・融資や補助制度の周知、相談といった小規模事業者等への支援の充実

(4) 子育て世代への支援

・保育カウンセラーの訪問やペアレントプログラム実施等による総合的な支援の推進

【基本目標1】 こころの健康づくりの推進

各年代において、それぞれ環境の変化が生じるため、各年代に応じた相談しやすい体制および支援体制の充実を図る。

【基本目標2】 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に特化したネットワークだけでなく、様々な事業等を通じてネットワークを強化し、総合的な支援体制の構築を図る。また、地域における気付き力を養い、人材育成を図る。

【基本目標3】 こころの不調を抱える人への支援

「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回るハイリスク者に対して、それぞれの要因に対応した支援ができるよう、医療・福祉等の関係機関と連携した支援体制の構築を図る。

誰も自殺に 追い込まれることのない 「小浜市」の実現

それぞれの基本目標を達成するための各種施策を、相互に関連させて取り組み、基本理念の実現に向けて、自殺対策を推進していく。

(1) 人材育成の推進【重点施策】

・地域等におけるゲートキーパーの養成
・認知症サポーターや民生委員等、地域の支援者に対する支援

(2) 総合的な支援体制の構築

・若狭地域自殺対策連絡協議会による地域における連携・取組体制の強化
・若狭地区障害児・者自立支援協議会等による特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

(3) 市民に対する周知・啓発

・「こころのカード」の設置等による周知・啓発の推進
・広報誌やホームページを活用した周知・啓発

(1) 相談窓口体制の充実【重点施策】

・こころの相談所の設置や臨床心理士による相談日の開設等、様々な相談に対応した相談窓口の設置
・ホームページ等を活用した相談窓口の周知

(2) 生活困窮者や多重債務者への支援【重点施策】

・自立促進支援センター等での生活困窮者への支援
・消費生活相談室等による多重債務者等への支援

(3) 精神障がいを持つ人への支援

・障害者相談支援事業の実施
・障がい者（児）福祉のてびきへの掲載